

防災対策条例調査特別委員会

(平成30年 1 月 17 日)

○ 小林博次委員長

おはようございます。

第9回目の防災対策条例調査特別委員会、ただいまから始めさせていただきます。

きょうは条文素案の検討ですが、この前、前回の条文素案の修正、これがあります。これが3点、防災訓練の実施、物資等の確保及び供給の計画策定、自主防災活動への支援、この3点について議論を始めたいと思います。

それでは、事務局より説明をさせます。

○ 一海議会事務局主幹

おはようございます。議会事務局の一海でございます。

今回、前回の修正3点ということで、お手元にA3の紙資料を置かせていただいております。一番上にいつも毎回ご提示させていただいております骨子素案、こちらをごらんいただけますでしょうか。

こちらのほうで着色しております部分のうち、先ほど委員長からご紹介があった3点についての修正、それから、今回新たな2条文として下線を引いております(9)と(12)につきましてということで、全体の概要を示した資料となっております。

それでは、1枚下のほうの条文素案のほうをごらんいただけますでしょうか。

右上に(14)防災訓練等の実施、提言ナンバー1、ナンバー6とあります、こちらのほうをごらんください。

それでは、前回の委員会でのご議論を踏まえまして、正副委員長様のほうでご検討いただき、修正をいただきました。その修正箇所については着色のほうをさせていただいております。

まず、ページの左側の条文のほう、第1項をごらんください。

前回、市が防災訓練等を行う際に、連携する主体として複数のご意見をいただきました。これを踏まえまして、着色部分の「自治会」と「地区社会福祉協議会」、それから、「消防団」、そして「事業者」を加えられております。

また、危機管理室のほうからは、今回この地域での連携の主体を加えるに当たって、地域防災計画の内容も踏まえまして、「地域防犯組織」も加えてはどうかとのご提案があり、

あわせて加える形で整理をいただきました。

これら本文の内容に沿いまして、解説部分にも追記し、消防団については「（本部と各分団）」と括弧書きを加えさせていただいております。

次に、第2項の条文をごらんください。

後ほど、新規の条文、情報の収集及び伝達等でもご説明させていただく予定でございますが、災害に関する情報を掲載した地図の作成に関する記述につきましては、この情報収集・伝達の条文に盛り込む形で今回整理をさせていただきましたので、この部分については削除して、防災訓練等を通じた地図等の内容と活用の方法の周知の部分を残した形で整理をさせていただいております。

第〇条第3項というのはこの情報収集・伝達の条項を指しております。また、解説部分につきましてもあわせて整理し、地図、その他の図書に関する詳細の説明書きにつきましては、そのままこの情報伝達・収集のほうに移しておりますので、この部分については解説のほうを削除させていただいております。

次に、第3項と第4項の条文をごらんください。

前回、第1項で定義する防災訓練等が市が行うものとしているのであれば、条文上主語との整合がとれていないのではないかとのご意見をいただきました。

まず、第3項でございますけれども、「その他」を削除し、そこに「及び」を加えまして、市民が参加していただく対象を市が行う防災訓練等及び地域における防災活動というふうに、及びで並列につないで読み込めるようにし、解説部分もそのように整理をさせていただきました。

また、第4項の条文をごらんいただきますと、事業者みずからが行っていただくものとして、防災訓練等の「等」を削除し、「防災訓練を実施」とし、解説部分もそのように整理をさせていただいております。

引き続きまして、次の条文、1ページ下の資料（17）、右上に（17）物資等の確保及び供給の計画策定、提言7とあります資料をごらんいただけますでしょうか。

前回の委員会でご議論、これも同じように着色のほうをさせていただいております。ページ左側の条文第1項のほうをごらんください。

前回、災害に応じた被害を事前に想定し、災害時の物資等の確保及び供給に係る計画を策定という形の条文となっておりましたけれども、災害に応じた被害という文言が少し言葉足らずな表現ではないかとのご意見をいただきましたので、記載のとおり、「災害が

発生した場合における」と整理をいただきました。

また、下の解説部分でございますけれども、送られた支援物資を届けるためという形でわかりにくい表現部分のほうを整理させていただいてございます。

こちらの条文の修正については以上で、次、もう一ページ下のA3の資料をごらんいただけますでしょうか。

右上(18)自主防災活動への支援、提言ナンバー7でございます。

ページ左側の条文第1項のほうをごらんください。

着色部分が今回文言を加えております。市が自主防災組織に対して防災訓練等の実施に関する情報提供及び助言を行うという条文となっておりますけれども、こちらも条文の意味がわかりにくいとのご意見をいただきました。助言の前に「地域における防災活動に関する」の文言を加えまして、意味として、市は、市が行う防災訓練等の実施に関する情報提供を行うことと、また、自主防災組織などが地域で行う防災活動に関する助言を行うことと読み込むことができるように条文を整えて、あわせて解説のほうも整理をさせていただいてございます。

次に、ページ左側、一番下の解説部分のほうをごらんください。

前回、「地域の消防団」との記載でございましたが、正確な表記で記載すべきではないかのご意見をいただきました。「地域の消防分団」と修正をいただきました。

また、その後、「地域の事業者」との記載につきましても、より実態に即した内容となるように「地域防犯組織」として整理をいただきました。

ページ右側の第2項の解説部分につきましても、「地域の消防分団」としていただいております。

説明は以上でございます。

## ○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

説明部分で何か疑問点があれば出してください。

それから、この前、14番の防災訓練等の実施、これについては、山口委員のほうから要配慮者も訓練と一緒に参加できるようにと、こういうご提言がありました。これは、七つの提言のほかに、最初のページの20番に要配慮者への支援、この項でこの部分は協議させていただきたいなど、こんなふうに思います。

また、17番の物資等の確保及び供給の計画策定、この部分で村山委員より京都府のように市民に3日分以上の食料、飲料水の備蓄を促す規定を織り込んでどうかと、こういう意見をいただきました。骨子案5番の市民の役割の部分で明確にしたほうがいいのではないかと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、条文の素案の修正について議論を始めたいと思います。

執行部のほうから何か補足説明はありますか。

(なし)

#### ○ 小林博次委員長

字句の修正だとか、説明がくどい部分は削除をして、ほかの条例と整合を図ったということで修正をさせていただきました。

これでいいということであれば次に進めていきたいと思うんですが。

次に進めてよろしいですか。

(異議なし)

#### ○ 小林博次委員長

それでは、今日は七つの方策で最後の部分、情報の収集及び伝達、活断層に関する情報提供及び地盤調査、この二つを条文に入れるということで取り上げておりますので、この項に移りたいと思います。

それでは、一括して事務局から説明させます。

#### ○ 一海議会事務局主幹

議会事務局、一海でございます。

それでは、資料のほう、お手元の資料、A3紙資料、右上に(9)情報の収集及び伝達等、提言ナンバー1、ナンバー6とあります資料をごらんください。3枚物でございます。

市長への政策提言の中で、1番目の項目として、災害時に必要な情報をいつでもどこでも確認できるよう、わかりやすく取りまとめた広報ツールの作成という内容がございました。

あと、6番目としまして、小型無人機ドローンを活用した被災状況の把握がございました。

本条文はこれに関係する規定の素案という形でご準備をいただいております。

それでは、読み上げのほうをさせていただきます。

災害予防対策。

(情報の収集及び伝達等)

第1項、市は、国、県、防災関係機関と連携し、あらかじめ、気象及び災害に関する情報、危険箇所に関する情報、避難のための情報、被害の状況に関する情報等（以下この条において「災害情報」という。）を迅速かつ的確に収集するために必要な体制を整備するものとする。

第2項、市は、災害情報を市民等及び事業者迅速かつ的確に伝達するため、通信機能の強化及び複数の通信手段を効果的に組み合わせた情報通信システムの構築に努めるものとする。

第3項、市は、災害に備え、あらかじめ、災害が発生する危険性の高い場所及び区域、避難所等災害に関する情報を記載した地図その他の図書を作成し、印刷物の配布、インターネットの利用その他の適切な方法により提供するものとする。

第4項、市民等及び事業者は、災害に備え、災害情報を自ら積極的に収集するとともに、災害発生時においては、被害の状況に関する情報等を市に提供するように努めるものとする。

解説。

第1項関係。

災害が発生した時に、災害の内容や状況を把握できなければ、市民の皆さんは、適切な行動をとることが大変難しくなります。そのために、本市は、市民の皆さんに適切な情報を提供するための情報収集を積極的に行う必要があります。

災害時においては、本市が最新の気象情報や地震などの災害に関する情報、危険箇所に関する情報、避難のための情報、被害の状況に関する情報などの災害情報を、災害対策本部が統括するとともに、各地区市民センターが地域における拠点となって迅速かつ的確に収集する必要があります。そのためには、平常時から、国や県、防災関係機関と連携して、本市が必要な体制を整備する必要があることから本項を規定しました。

なお、災害情報を収集するための具体的な手法については、IT技術や通信技術の進歩など時代や状況に応じて求められる手法も様々であり、四日市市地域防災計画の中で具体

化していきます。

#### 第2項関係。

いざ災害が発生した場合、避難が必要なのか、どこに避難すればよいのか、実際に避難が可能なのかを素早く的確に判断して行動に移す必要があります。そのためには、市長が発表する避難勧告や避難指示等に関する情報、気象庁等からの気象情報のほか、避難所の位置等の詳細情報をいつでもすぐに入手した上で、最適な避難場所への避難や自宅待機など最善の行動をとって自らの身を守っていただく必要があります。

このような、どの場所でも容易に災害情報を入手することができる通信手段として、スマートフォンやタブレット端末などの携帯情報端末は非常に効果的であり、今後ますます活用の幅を広げていく必要があります。また、防災行政無線などこれまで本市が整備を行ってきた通信手段の機能強化を一層図るなど、必要な災害情報が皆さんの元に行き届くよう、本市が、複数の通信手段を効果的に組み合わせた情報通信システムの構築に取り組んでいくこととし、本項を規定しました。

「通信手段」について、現在、本市においては、防災行政無線（固定系スピーカー）のほか、放送機関によるテレビ・ラジオを通じた広報、安全安心防災メールや緊急速報メール、市ホームページ、SNS（ソーシャルネットワークサービス）、広報車などによる伝達手段を整備しています。

#### 第3項関係。

自分が暮らす地域や、通勤・通学する地域で、あらかじめ、災害が発生する危険性の高い場所や区域を知り、いざ災害が発生した時に、どこを通過して、どこへ避難すればよいのかを自らが理解するとともに、家族や近隣の方など身近な人と情報を共有することは大切です。災害が発生する危険性の高い場所や区域、避難所等（その他にも、防災倉庫、防災井戸、貯水槽、AEDなどが考えられます。）の災害に関する情報を周知するため、これらの情報を記載したハザードマップをはじめとした地図その他の図書を作成した上で、パソコンやインターネットを利用しない方が使いやすいよう印刷物を配布したり、インターネットの利用その他の適切な方法により広く皆さんに提供することが重要と考え、本項を規定しました。これらの地図等を防災訓練等の機会を捉えて効果的に活用していただき、災害に強い地域のまちづくりや皆さんの避難行動に生かしていただくこととします。

#### 第4項関係。

災害発生時に、自らはもちろん、家族や近隣住民、従業員が助け合って適切な避難行動

等をとるためには、日頃から、市民等や事業者の皆さんが、情報収集を行う手段を確認していただき、自宅や周辺地域における災害情報を自ら積極的に収集して災害に備えていただく必要があります。

また、災害発生時においては、皆さんが、自宅や周辺地域における被害の状況に関する情報をスマートフォン等のカメラで撮影し、その画像を本市に送信いただくなど、ICT等を活用して皆さんが地域で収集した情報を本市に提供いただく仕組みを整えることも必要です。皆さんが情報の収集に参加しやすい環境を本市が整え、提供された情報が本市ホームページを通じて他の地域の方とも共有されることにより、災害による被害を防ぐことにつながることから、本項を規定することとしました。

以下、三重県の条例、あと他自治体の条例を記載してございます。

引き続きまして、その下にございます、右上に（12）活断層に関する情報提供及び地盤調査等、提言ナンバー4とあります資料のほうをごらんいただけますでしょうか。

市長への政策提言の中で、4番目、活断層周辺区域における公的施設等の建築規制がございました。本条文は、これに関係する規定の素案で準備いただいております。

こちらのほうも読み上げのほうをさせていただきます。

災害予防対策。

活断層に関する情報提供及び地盤調査等。

第1項、市は、活断層（三重県詳細活断層図に記載されている活断層をいう。以下同じ。）の変位による建築物の倒壊等を防止するため、次に掲げる事項を行うものとする。

第1号、活断層の位置及び活動状況、活断層の変位による被害の想定等に関する情報の提供及び周知を行うこと。

第2号、建築物の倒壊等を防止するための対策等に関する助言を行うこと。

第2項、市は、庁舎、消防署、病院その他防災対策上重要な建築物及び小学校、中学校、体育館その他多数の者が利用する建築物の新築、改築又は移転（以下この項において「新築等」という。）をしようとする場合において、活断層が敷地に含まれるおそれのあるときは、活断層の存在を確認するために必要な地盤調査を行うものとする。この場合において、活断層の存在が明らかとなったときは、市は、活断層の直上への建築物の新築等を避けなければならない。

用語。

「三重県詳細活断層図」とは、県が皆さんに、活断層について認識していただくため作

成した、県内の詳細な活断層の位置情報を示した地図です。現在、三重県のホームページ（防災みえ）で公開されています。

「活断層」とは、最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層のことをいいます。その活動によって内陸での直下型地震を引き起こす原因となります。

国・県の調査により、市内には、「養老―桑名―四日市断層帯」、「鈴鹿東縁断層帯」が存在することが明らかとなっています。

「活断層の変位」とは、活断層の活動によるずれをいいます。

「その他防災対策上重要な建築物」には、防災拠点倉庫などがあります。また、「その他多数の者が利用する建築物」には、一般利用を行う公の施設として文化会館、博物館、図書館などがあり、その他にも保育所、幼稚園、認定こども園などがあります。

解説。

第1項関係。

活断層を震源とする直下型地震では、局地的に極めて強い揺れに見舞われ、活断層が動くことで地面に大きな段差や横ずれができるため、阪神・淡路大震災（平成7年）や熊本地震（平成28年）のように、活断層付近の建物は大きな被害を受けることとなります。

本市周辺においても活断層が多数存在しており、歴史的に見ても伊賀上野地震（1854年）、濃尾地震（1891年）などの直下型地震の発生により、本市においても多くの被害があったことが記録されています。特に、一番大きな被害が想定される「養老―桑名―四日市断層帯」を震源とする直下型地震について、今後30年以内の発生確率は最大0.7%と南海トラフ地震に比べれば低いものの、ひとたび発生すれば、南海トラフ地震を上回る被害（最大で死者約2800人、建物の全壊棟数約3万9000棟）となることが本市地域防災計画においても明らかとなっています。

これらの被害想定を限りなく軽減し、何よりもまず生命を守るためには、活断層の存在を知っていただくことが、活断層に係る防災・減災対策の第一歩となります。

このことから、本市は、新たに建物を建てたり、開発を行う際に活断層の直上に建物を建てることを避けていただくため、市民や事業者の皆さんだけでなく、建築や開発に設計等で携わる専門家に対しても、活断層の位置や活動状況、被害想定などの情報提供と周知を行っていくこととします。あわせて、相談の機会を通じて、建物の構造や耐震対策・地盤対策に関する工法等の参考にしていただくための必要な助言を行っていくこととし、

本項を規定しました。

第〇条に規定した「既存建築物の耐震化の推進」の取組とあわせ、地震による建物の倒壊等を防ぐための対策の一層の推進と安全性の向上に向けて、市民の皆さんとともに取り組んでいきます。

現在、市内における活断層に関する位置等の情報について、三重県詳細活断層図のほか下記のホームページにおいても確認することができます。

都市圏活断層図（国土地理院ホームページ）。

活断層の長期評価（地震調査研究推進本部ホームページ）。

活断層データベース（国立研究開発法人産業技術総合研究所ホームページ）。

第2項関係。

第1項で記載したとおり、活断層を震源とする直下型地震が発生すれば、活断層付近では大きな被害を受けることとなりますが、特に、活断層の直上では、地表面のずれにより建物に大きな被害が生じることが想定されます。

このため、本項では、本市が防災対策上重要な建築物（本庁舎・地区市民センター等の庁舎、消防署、病院など）と多数の人が利用する建築物（小学校、中学校、体育館など）の新築等（新築、改築又は移転）をしようとする場合において、活断層が建築敷地に含まれるおそれのあるときは、活断層の存在の有無を確認するために必要となる地盤調査を行うこととし、調査の結果、活断層の位置、存在が明らかとなった場合には、建物自体を活断層の直上から避けるようにしなければならないことを規定しました。

以上でございます。

## ○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

順番に議論していきたいと思います。

では、まず、情報の収集及び伝達、これについて議論させていただきます。

## ○ 加納康樹委員

まず、最初の情報の収集及び伝達等のところなんですけど、これ、条文で1項から4項までしてもらっているんですが、これだけを読むと、肝心な情報は集めますよとか、1項で情報は集めなきゃいけませんって書いてあって、2項で伝達のためには書いてあるけ

どシステムの構築に努めなさいとあって、3項はあらかじめ地図とかなんとかを提供しなさい、4項では情報を提供しなさいってあるんですけど、肝心な、せつかく1項であるところの災害発生時に集めた情報を伝達、提供しなければならないというところが読み取れないような気がするんですが、気のせいでしょうか。

続けて言います。わかりやすく言うと、例えば三重県のところでいくと、第33条で情報の収集及び伝達の体制を整備というふうに併記でもらっているんですけど、この1項でいくと、情報の収集の体制をつくるとしか読めないような気がするんですが、どんなものなんでしょうか。

○ **小林博次委員長**

このあたり、答弁するか、それとも議員間協議しますか。

事務局の見解をまず出してください。

○ **渡部議会事務局課付主幹兼調査法制係長**

おはようございます。事務局の渡部でございます。

こちら、加納委員からおっしゃっていただきましたように、1項では情報収集を中心に規定と、2項以下はシステム、地図の整理、それから、そこで情報提供をということでありまして、3項が主に印刷物の配布、インターネットの利用、その他適切な方法に情報を提供していくということは整理をさせていただきましたけれども、三重県のように1項のところでは情報の伝達の体制の整備というふうにはうたい込むことも十分可能でありまして、ここはどちらが望ましいか、ぜひご協議をいただければありがたいなと思ってございます。以上です。

○ **加納康樹委員**

ということで、別に三重県に倣う必要もないんですが、ぜひわかりやすく、これだけいくと、市は情報だけ集めて、市民の皆さんからも情報をかき集めておいて、提供するということが書かれていないような気がするので、ぜひかき集めた情報はいざというときにはちゃんと提供するんだというのがわかるようにしていただきたいなと私は思います。

○ **小林博次委員長**

情報を集める体制を整備して、あわせて情報伝達する、こういう表記に変更したほうがいいのかなど、こういう問題提起がありました。

ほかの皆さん、どうでしょうか。

その前に、執行部はどうですか。

## ○ 山下危機管理監

危機管理監の山下でございます。

確かに、加納委員がおっしゃるように、災害時にどうやって提供するんだということが明確にうたわれていないというのは事実でございますので、三重県さんが書かれているように、報道機関とかいろんな部分を使ってということも含めて、もう少し明確にここに足すべきかなというふうに思いますので、ここは案としても足したいなというふうに思っております。

## ○ 小林博次委員長

これは1項と3項の関係で、そのあたりを含んで整理させていただきたいと思います。

## ○ 山口智也委員

解説の部分なんですけど、第4項の解説の部分で、市民としては災害情報を積極的に収集するということが条文にあるんですけど、その解説の中に例えば家族防災手帳の活用等の具体例を示していく、せっかく市もこれを大切な情報ツールとして市民に説明していますので、こういった具体的な家族防災手帳も活用しながらというようなことも解説の中には含めて、市民にわかりやすく避難場所、また、避難経路を家族でしっかり検討を普段からしておくというようなことを入れ込んではどうかなと。

## ○ 小林博次委員長

ありがとうございます。

## ○ 早川新平委員

災害予防対策の4項目、情報伝達のところでもあるんですけども、2項目めの、先ほどの県とか大津市とか和歌山市なんか事例を挙げてもらってあるんですけども、これ、

ものとするというのは四日市市なんですよ、全部最後が、提供するように努めるものとする。三重県とか大津市やと、これ、何々しなければならないとより強く、特に三重県の62条なんかには提供しなければならない、大津市なんかも3番目には努めなければならないという、ちょっと強制力があるような、条例なので、行政に対してはこういう強い言い方のほうがいいんじゃないかなと私は思うんですけども、皆さんはその違いというのか、どうあるのかなと思います。四日市市、全部努めるものとするで終わっているんやな。努めなければならない……。

#### ○ 山下危機管理監

危機管理監の山下でございます。

基本的には、市としてはこういうのは全部やっていくということにはなるんですけども、確かにものであるという言い方の言い回しが並ぶ、並ばないというのは少し整理をさせていただいて、こういう場合はこういうふうに使って、こういう場合はこういうふうを使うというのを、この条例だけではなくて、ほかのところもあるのかもわかりませんので、その辺を総務部局とも整理をさせていただきたいと思います。すみません。

#### ○ 早川新平委員

ぜひお願いします。

#### ○ 小林博次委員長

事務局から少し。

#### ○ 渡部議会事務局課付主幹兼調査法制係長

失礼します。事務局の渡部です。

四日市市のほうでは例規整備マニュアルというものを作成しておりまして、その中でこういった法令の用語をどういう場合にどう使うんだという一定のルールが内規として定めがございます。

市は、法令遵守義務がかかってきますので、先ほど危機管理監もおっしゃったように、基本的には何々するものとするを書けばその法令、条例を守ることになりますので、基本的にはその方法、表記をとっております。ただし、条例の中でここだけは必ず強く守

ってほしいところ、そういう意図をあえて示す必要があるときは、何々をしなければならないですとか、強い表現をとるケースは原則に対する例外としては使ってもいいと、そういう整理で市長提案の条例なんかは作成されてくるということでございまして、今回も一般的な例規整備マニュアルの考え方に従って文末の整理をさせていただきます。この辺は、例えば国においてもどうしないといけないというものは、明文のものは基本的にはなくて、慣習上どちらにするかはケース・バイ・ケースでご協議の中で検討されておるといふふうには聞き及んでおりますので、またこの辺も含めて強くここは求めていきたいというところがあれば、また全体のバランスをご確認いただく中で整理をかけていただければありがたいなと思っています。

以上です。

○ 早川新平委員

よくわかりました。

○ 小林博次委員長

これ、この次に我々の検討課題になるんですが、今まで行政側が対応している対応を全体調査させていただいて、つくった条例のかなりの部分が、実は実施をされていると思うので、そういうことを照らし合わせた上で、最終文言整理、最終的に整理ができればなどいふふうには思います。だから、もう一回、代替案を出して、今検討していただいて、全部ひっくるめてどうでしょうかと、こういう最終調整を考えています。

○ 樋口博己委員

別のことでよろしいですか。別の話題。細かい関係、今の話題とは違うこと。

○ 小林博次委員長

どうぞ。

○ 樋口博己委員

まず、条文の第1項で、市は、国、県、防災関係機関と連携しということで、事前にあらかじめいろんな、さまざまな機関と連携を密にとりながら、いざというときに情報を収

集するという趣旨だと思うんですけども、ここだけじゃなくて、議会の責務というところで関連するかと思っておるんですけども、議会も一定の集約、議員が個々で発信するというより議会としての何か集約の制度があって、その中で議会としても発信するというところも大事かなと思っていまして、これを議会の責務というところで書き込むほうがいいのか、ここでも何らかの形で、条文なのか、解説なのか、そんなところで盛り込んでいただくといいのかなというのがまず1点です。

第4項の市民、事業者というところで、市民からはICTとか、いろんなものを含めて情報をくださいねということになっていまして、市民と事業者というくくりはあるんですけども、例えばCTYなんかは市内の中で大きな情報通信会社なので、事業者のくくりの中の一つとして捉えるのか、少し文言、通信事業者という文言のほうがいいのかわかりませんが、一般に言う事業者とはちょっとそういう情報の収集伝達広報の役割は違うのかなと思いますので、その辺の扱いを少し検討いただけたらと思います。

もう一点、3点目が、また第1項に戻るんですけども、情報収集の中でさまざまな、解説の中で、最後のほうにIT技術や通信技術の進捗など時代や状況に応じて云々とあるんですけども、国からの衛星なんかからの情報もピンポイントで割と出されたりしていますので、そういった観点も少し意識できればなというふうに思っています。

以上、3点です。

#### ○ 小林博次委員長

かなり議論した中身があるんですけど、ちょっと事務局から考え方を出示します。

#### ○ 渡部議会事務局課付主幹兼調査法制係長

事務局の渡部です。

3点いただきました。

まず、一つ目の部分については、骨子の全体のところのナンバー7に議会の責務ということで予定をさせていただいておると、そのところでご協議をさせていただくと一番条例としてふさわしい文言ができ上がってくるのではないかと考えております。

次の2点目ですけども、CTYの役割として、このあたり、必要であれば解説に補足的に記載して、しっかりとご発言のあったところを記載することはできます。

それから、3点目の部分についても2点目と同様でございまして、このあたり、実態を

含めて状況をまず確認いただいた後に整理をかけていただければありがたいなと思っています。

以上です。

○ 小林博次委員長

よろしい。

伊藤委員、どうぞ。

○ 伊藤嗣也委員

2項になるのかなと思うんですけど、情報を伝達するのに、ほかの項で市民の中に自治会とか自主防災、結局そういう人たちは情報が伝わったら役割があるわけですね。例えば、避難所を開設するとか、緊急避難所を開設するとか、弱者を避難させるとか、その辺がもう少し何かあったほうがいいのかないかなというふうに感じたのが1点と、それから、4項なんですけど、積極的に情報を市民が収集するというのを、これ、例えばスマホ等のカメラで撮影とあるんですけど、逐条解説のところに。今、川の状況とか橋の状況を見に行かれる方がみえるんですね。これ、危ないわけですね。ですから、情報は欲しいと思うんですけど、積極的に市民の方にお願ひしますわとなると、もしそこで事故が起こったりすることも懸念されるのではなかろうかと思ひますので、ちょっとその辺はどうなのかなと思ひました。2点でございますが。

○ 小林博次委員長

これ、やっぱり事務局に。事務局から報告させます。

○ 渡部議会事務局課付主幹兼調査法制係長

事務局の渡部です。

2点ご意見のほうをいただきました。委員おっしゃるとおり、情報が伝わると、地域の人はそれぞれあらかじめ訓練等で定められた役割に基づいて、あるいは役職で責任感からいろいろな行動をとられることになるのはおっしゃるとおりだと思います。その辺の趣旨について、この情報収集・伝達の項で、非常に大変な論点だと思うんですけど、書き込もうとすると、この条文を意図するところがなかなか伝わりにくいという現実もあるかと思

いますので、この趣旨をどこで、この条例の中で全体として酌み取っていくか、ちょっと一度、この後も含めた検討の中で、正副委員長の整理の中でかけていただければありがたいなと思います。きちんとメモをしておきたいと思います。よろしくお願いします。

それから、2点目の部分、積極的に情報をとということで、かえって危険性を誘発してしまうんじゃないかというご意見であったかと思います。

このあたり、今年度、総務常任委員会さんのほうで姫路市をご視察いただきましたときに、報告書を拝見すると、確かにそういうところのご確認もあったかと思います。ですので、これも一つ課題として、解説にどこまで強く打ち出すか整理をかけていただく必要はあるかと思ひまして、これも含めてご協議と、また正副委員長さんでのご対応をお願いできればと思っております。

#### ○ 小林博次委員長

ここは情報を集めることと伝達の規定で、それに従って、今度自治会とかさまざまな組織で活動する、これは別項で扱いたいなと、こんなふうに思っているんです。この七つの方策以外の項は、きょう二つやります。これで最後になります。そうすると、その後の項で問題提起を改めてし直してそこで議論する、こういうことで取り組んでいきたいなというふうに思っています。

情報収集で、例えばCTVの定点カメラ映像をずっと見ているのはかなり有効な手段やと思うんやけど、夜に見ると真っ暗でわからへんやないのと。だから、市のほうが少し金を出して、赤外線で撮影できるような、そんなような仕組みとかをやれば、わざわざ見に行かなくても、危ない箇所をあらかじめ確認できる。こういうことがあるので、また後ほど、また別項でちょっと議論できればなと思っております。

#### ○ 山口智也委員

伊藤委員のご指摘の部分で、ここの解説の部分、2文あって、一つの文は、平時については積極的に危険性などの情報を収集するよということで書かれていると思うんですね。その次の文で、今度は実際に起こった災害発生時についてはこうしてくれということで、そこについては、おっしゃるように、積極的にというとやっぱり少し危ない部分があるので、そこは安全に留意するとか、そういうような意味合いを分けて記載をというようなことかなと思います。

○ 小林博次委員長

津波を見に行くなというわけやから、その辺はやっぱり解説の中でちょっと触れるかね。ありがとう。

意見が途切れたらここで10分程度休憩して、次の項に移りたいと思いますが、よろしいか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

それじゃ、左側の時計で、13分ぐらい。だから、11時再開。

10 : 46 休憩

---

11 : 01 再開

○ 小林博次委員長

それでは、休憩前に引き続いて会議を再開します。

それでは、次の項の活断層に関する情報提供及び地盤調査等の項に移りたいと思います。

○ 早川新平委員

用語のほうの上から丸の三つ目のところに、国、県の調査により市内には云々と書いてあるんだけど、活断層って今のところ、今現在わかっておるのはこういうところで、今後、いろんなところ、わからないところというのは結構あるということがもう常識になっているので、これは日付とか、例えば二千何年現在はこれがわかっておるとか、入れたほうがいいのかとか思うと、後でどうなのかなという疑問でお伺いをいたしました。

○ 小林博次委員長

入れやんでもええかと思ったけど、入れたほうがええかもね。事務局。

○ 早川新平委員

どうなのかなと思って質問させてもらった。

○ 渡部議会事務局課付主幹兼調査法制係長

議員政策研究会と、この特別委員会でも何遍か活断層図をごらんいただきまして、市内のこういったところに活断層がはっきりあると、それからこの辺にあるんじゃないかという推定、その調査をしていただいたところなんです。その中で今明らかになっておる図面としては、三重県詳細活断層図ということで、公開されてもおるわけなんですけれども、またこちらを例えば県のほうで追加調査して改訂ということになれば、その段階で明らかになってくるということをございまして、このときに、この図面のタイトルが変わるとこの条文の見直しも行わなければならないということにもなってこようかと思っておりますけれども、基本的なこの図面の、三重県詳細活断層図というものの名前が変わらない限りは、条例上はそれが第2版、第3版というふうに新規改訂されても同じものを指す、最新の状態の図面を指すということで読み取ることはできる、そのような規定の内容にはなっております。

以上です。

○ 早川新平委員

今の説明である程度は納得させてもらったんですけど、例えば、これが来年度、これを制定してから明くる年ぐらいにわかったら、その時点でまた追記するのか、何かそういう形で補っていくということですか。そうですね。

○ 小林博次委員長

条例改正が必要となれば条例改正をする。だから、解説の中では入れてもいいかもね。何年作成の三重県詳細活断層図というふうな表記を解説の中で入れますかね。また検討させていただきます。

○ 樋口博己委員

徳島県の条例の内容をちょっと確認してもよろしいですか。

○ 小林博次委員長

はい。

○ 樋口博己委員

これは、第3項の最後に土地の利用に関する規制の緩和について配慮するものとなっておりますけれども、これ、主語は県と思っているんですけれども、規制の緩和について配慮するということは、これ、県が県の施設だけじゃなくて民間の開発についても規制の緩和について配慮するというふうにならうかというふうなところでしょうかね。

○ 小林博次委員長

ちょっとわかりませんか。事務局、わかる。わからんな。後で調べる。ここはわかる。じゃ、執行部のほうで少し解説してくれる。

○ 山本都市整備部長

これ、一般論になってしまいますので申しわけございませんが、要するに土地利用ですので、都市計画法上の法規制のほうは基本的に県が所掌することになっておりますので、その中で緩和措置をどのようにするかというところのものでこういう記述になっているというふうに理解しております。申しわけない、直接お伺いしていませんが、この文面から読めるところではそのようなことであろうと思います。

○ 小林博次委員長

よろしいか。

○ 樋口博己委員

県はこれで、市の意図としては、あくまでも、これ、公共施設ということで書き込んでいただいておりますよね。ちょっと確認ですけれども、そういうことですね。

○ 山本都市整備部長

基本的にはそのような形で、S級の断層としてこのような決めようがなされたというふうに解しております。

○ 樋口博己委員

徳島の件だけ、確認できるのであれば、また教えていただけますでしょうか。

○ 小林博次委員長

では、後ほど調査します。

○ 伊藤嗣也委員

関連するかどうかわからないんですけど、樋口委員と。市民の方が、これ、もう少し詳しい、県が出しておるやつより詳しい位置を知りたいという問い合わせが来るかもわからないです、これは減災の観点から。例えば、家を建てる、家を購入すると。そういった対応というのはどうなんでしょうか。その辺の考え方を知りたいので。

○ 山本都市整備部長

活断層の位置の詳しいところを知りたいというところであろうかと思えますけれども、基本的には古地図を使った現状の推測、1991年につくられた東京大学のやつが一番ベースになって、その後、地震対策本部のほうでNIED（防災科学技術研究所）とかその辺でして、局部的に調査をなされて、全国で113やったか4の活断層が調査は進められている。ちょうど平成十五、六年に鈴鹿東縁断層とか、頓宮断層、布引断層あたりを三重県が調べられたもので、その辺でこの詳しいところになっています。ただ、何kmもあっても、いわゆるちょっと掘ってやるとかというのは本当に1カ所程度、あとは既存のボーリングデータを見て推測しているという形ですので、ここに詳細活断層図という形で実線、破線、いろいろな種別には分かれておりますが、かなり幅があるものというふうに解していただくよりありませんので、河原田小学校で新築の際に調べさせていただいたときのやつでも450万円ぐらいその調査にかかっておりますので、その辺のところはやはりやらないとわからない、本当の細かい位置についてはというところだと思います。

○ 伊藤嗣也委員

ありがとうございました。

そうすると、市としては、過去の公共の建物建設等の調査を積み重ねたような道路とか、

要はそういうデータとしてはないんだというような理解になるわけですね。

○ 小林博次委員長

消防長、何かある。

○ 坂倉消防長

実は、私ども、前の特別委員会のときの活断層で、羽津分団車庫の羽津地区市民センターのところに活断層があるのではないか、これは詳細図では位置がやや不明確という、いわゆる点線でございました。そのときにも多分そこにあるんだろうということですがけれども、実際に私どもは既存の市が持っているボーリングデータと、それから、私どもはご協力をいただきながら2カ所ボーリングいたしまして、その中で直下にはないというようなことは確認は、これはあくまでも推測です、ボーリングデータから断層図をつくってみて、その中の地層が動いていないか、動いているかというような推測でございましてけれども、そこら辺のところまではできるのかなとは思いますがけれども、確かに幅がございまして、正確なところを探しに行くというのはなかなか難しいというふうな、いわゆる私ども、過去の経験というのはそういうのがございました。

以上です。

○ 小林博次委員長

おわかりいただきました。

○ 森 康哲委員

羽津分団車庫の件が出たので。調査の仕方によって全然結果が変わってくるんですけども、調べる範囲が限定されていたので、今回の調査ではわからなかったというのが本当なんですよね。だけど、わからない以上断定はできないので建設にこぎつけたんですけども、もっと詳細に調べたらちゃんとわかったかもしれない、そういうところは今後時間をかけてやっぱり調査するべきところはしていただいてやるのが望ましいと思うし、条例にも盛り込むのであれば、活断層ということであれば、液状化もセットやと思うんですよ。ここの記載には液状化のことが何も文言がないので、その辺、どういうふうに盛り込んでいただけるのか、ちょっと議論していただきたいんですけども。

○ 小林博次委員長

液状化については、この七つの提言のほか、ですから、19から26かな、19以降の中で議論をさせてもらうということで、必要なら条例化するという取り組み方です。

○ 森 康哲委員

活断層のところには断層のずれというのが一番大きな影響だと思うんですけども、必ずといっていいほど、四日市市の場合は液状化が起こるとわかっていますので、もし今からでも間に合うのであれば、ここの条例の文言の中にも少し盛り込んでいただくと解説のほうでも説明はつくのかなと思うのでお願いしたいんですが。

○ 小林博次委員長

一遍持ち帰って検討させていただきます。さっき言ったみたいに、七つの提言以外の項で問題を取り上げて、その中で条例化すべき内容の一つに含まれるのかなと、こんなふうには思っていますが、この項とは違う別建ての項で。持ち帰って検討します。

○ 加納康樹委員

まず一つが、条文でも一番最初のところに出てきますし、用語にも出てくるんですけど、ここのところで活断層の変位という言葉を使っているんですけど、まず用語でいくと活断層の変位とはということで、まず質問ですけど、活断層の変位とは活断層の活動によるずれをいいますということがそもそも正しいのかというのが、ちょっと言葉的にどうなのかなと思っています。変位、何でかという、そうだから上に書いてあるんだと思うんですが、私としては、活断層の変位とは活断層にエネルギーがたまる、そんなさまだと思っているので、変位だけでは建築物の倒壊は起こらないと思っていますし、この辺の使い方、そもそも、さらにもとに戻ると活断層の変位という、この変位という表現を使うのが正しいのかどうか、もうちょっと違う言い方のほうが正しいのではないかとか思ったりするんですが、専門的なところになるんですけど、どなたがわかるんでしょうか。

○ 小林博次委員長

執行部、どう。事務局、持って帰るの。このあたり、執行部、どうです。解説、条例の

(1)、1項の(1)。この項は持ち帰って、ちょっと検討させてください。

○ 加納康樹委員

では、ぜひ調べていただきたいと思いますので、よろしく願いをします。

あと、もう一個、言葉の使い方なんですけど、用語のところの丸の二つ目に出てくる活断層とは最近の地質時代に繰り返し活動しという、この地質時代というのも、これも余り一般的な用語ではないと思っているんですが、さらにちょっと今タブレットとかでも調べたんですけど、地質時代というのに、この最近のという枕言葉は合わないんじゃないのかな。何か有史の中において地質時代というのが比較的最近のことらしいんですけど、それにさらに最近という言葉遣いって合っているのかなというのが疑問に思ったんですが。これも細かいところなんですけど。

○ 小林博次委員長

事務局、ちょっと説明してくれるかな。

○ 一海議会事務局主幹

議会事務局の一海でございます。

先ほどのご指摘の部分、最近の地質時代というところですけども、国の、政府の地震調査研究推進本部のホームページのほうを情報としては参考にさせていただいたんですけども、わかりにくいというご意見も確かでございますので、どういう表記がいいのか、ちょっと持ち帰って、正副委員長様と相談をさせていただけたらというふうに思います。

以上でございます。

○ 小林博次委員長

用語の使い方について、ちょっと持ち帰って検討させてください。

○ 早川新平委員

四角囲みの2番目のところの最後の、市は活断層の直上への建築物の新築等を避けなければならないとなっていますよね。これは前からわかっておるんやけれども、個人が例えば土地を購入したときに、これは個人の財産の件になるんやけれども、それはやっぱり不

動産屋さんなりが教えなきゃ誰もわからへんと思うので、そののところ、これで個人の家は本人が納得したら建てられるという意味ですか、ここは。そこはどうなのかな。これは公共の建物に関してはだめやけど。だから、個人の財産との関係性が非常に高いので。

○ 小林博次委員長

伊藤建築指導課長、答弁いただけますか。

○ 伊藤建築指導課長

建築指導課、伊藤でございます。

今の条例案につきましては、市はというところで、市の責務としてうたわれてございます。じゃ、個人、民間のものに対してというご質問なんですけれども、1項のほうで、その情報という意味ですけれども、活断層の位置云々を、情報の提供及び周知を行うことということで、これまで以上に市民、事業者に対しても活断層の位置を知らしめていく、その中で必要な助言等を行っていくということで、市民に対してのことを考えております。

なかなか、おっしゃられるとおり、個人の財産のところですので、規制を同じようにかけていく、調査もしなければならぬとかという、明確に打っていくのもやはり費用の問題もございますので、ちょっと明文化するのはそこまでは難しいのかなというところで、第1項の(2)なんかでも建築物の倒壊等を防止するための対策等に関する助言を市は行っていくというところで考えてございます。

以上です。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

今、それは建前やと私は思うんです。現実には、我々はこの四日市市に住んでいるので、こういう断層があるよ、あそこは危険性があるかなという先入観から入っていくんだけど、逆に我々がよその土地へ行ったときに、あっ、ここ、いいよなという感じで購入しますやん。購入すると、今伊藤さんから説明があったように、四日市市民でも、情報を提供するけれども、聞いてこんやつは教えないよというところなんですよね。だから、そこは個人の資産にかかわってくるので、言ってええものかという非常に微妙なところで、今回のこの条例とはちょっとずれていくのかなと思って、ちょっと考えておったんだけど、

質問させてもらうところに、この条例にね。だけど、これだけうたっているのであれば、市民が聞いてきたら教えますよというところ、それから、あるいは、もともとその地域は可能性が高いですよというところ、不動産屋さんとか、購入の妨げになるとか、そこは非常に微妙なところなので、俺はええんやと、200年に1回ぐらいしか起こらへんから家を建てるんやというところ、公共のものやったらだめやけど、個人の権限の中で、権利の中で建てるかというところが非常にこの条例に今私の言うておることがそぐうのかそぐわないのかちょっとわからないんやけれども、公共だけはこうやってやっていますよと、だったら、個人、市民の権利としてやっぱり周知しなきゃいかんのかなとは思っておるんやけど、非常に微妙なところなんやけど。

#### ○ 山下危機管理監

委員おっしゃるとおり、活断層がこの四日市にこういうように走っておるということについては、実は過去にも広報でお知らせをしたことがございますので、それから10年ぐらい多分していないと思いますので、その辺はうちのほうから、県がこういうのを出していると、こういうところで見れるというようなことは積極的に広報していきたいというふうには思っています。

#### ○ 早川新平委員

たまたまきょうは阪神・淡路大震災の23年後、1月17日なんだけど、その後に危険箇所を調査してということやると、したけど地元が公表せんといってくれとか、そういったことがあったというふうにも記憶しておるんやけれども、だから、どちらが、この地域の連合自治会長さんがここは活断層が走っているよと公表せんといってくれとか、あるいはこういう条例をつくって、きちっとそれは周知をすべきやと、行政側も努力をしなきゃいけないということで先ほど伊藤さんも説明をしていただいたんだけど、ほとんどの人間は聞きに行かないと思うんやけど、市民としては。だから、そこがずっとちょっと私の中ではひっかかっておったんですよ、この条例にそぐわないという部分でね。だけれども、せっかくこれをつくって、公共のものは建てないよということだけで果たしていいのかなというところがちょっと腑に落ちないので伺ったんですけどね。

#### ○ 山本都市整備部長

早川委員がおっしゃることは素朴にスタート地点だと思います。ただ、現状的に土地取引のほうの宅建業法あたりの重要事項説明に活断層の記述は求められていないというか、不鮮明ですので、今のところ歴然と調べてわかっているところ、河原田小学校の真横で不動産売買すれば市が調べているので、ここはありますよという話にはなるでしょうが、そこまで説明するものではありませんし、タブレットなりパソコンで活断層、四日市とすればもうこの図面が出てくるというようなどころがありますので、やはりその辺はしていかなきゃならない。ただ、活断層は養老一桑名でも0.7%、南海トラフの70%の発生確率と比べると100倍、それに対して市民に啓発していくとなると、南海トラフのことできちっと用意をしていただければ、1000年から2000年に起こる活断層のほうについては、子々孫々頑張っていたら対応ができるということになってきますので、やはり、まずは南海トラフに対する備えを行政もやっていくというところがありますし、この条文で市は活断層の上には設置しないという宣言をしていただくことで、数ある県立高校の始末を県もきちっと考えていただくというきっかけになるのではないかと考えておりますので、そのようなご理解をしていただければいいんじゃないかなというふうに考えております。

○ 早川新平委員

はい、これでよくわかりました。

○ 小林博次委員長

よろしいか、大体。

(なし)

○ 小林博次委員長

ご議論いただきました。持ち帰る点はまたこの次にご検討いただくことにしたいと思います。

それでは、きょうのところはこの程度にとどめさせていただきます。

そうすると、次回からは七つの方策で、今日の宿題の部分はこの次でやりますが、それ以外の皆さんからこういうのを条例化したらどうかとか、それから、市に対してこういう

ことは要望せいよということとか、そういう課題に入っていきたいと思いますので、問題が、これはどうしてもというのがあれば短い時間を出していただくか、文書でいただくか、あるいは執行部のほうから問題提起をしていただくか、いずれかの方法で次回以降議論させていただきたいなと思っています。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず、とりあえず日程を決めたいと思います。10回目、次の回の2月8日が都合の悪い人。

(なし)

○ 小林博次委員長

2月8日午前10時から10回目の防災対策条例調査特別委員会を開催させていただきます。それでよろしいか。

(異議なし)

○ 小林博次委員長

じゃ、そのように決めさせていただきます。

[次回日程は2月8日と決定する。]

○ 小林博次委員長

これだけやな。きょうのところ、予定終了でございますので終わります。ありがとうございました。

11:28 閉議